

① 令和4年度スポーツ少年団登録について

令和4年度にスポーツ少年団を希望される単位団は、以下に従って登録して下さい。

1. 登録方法

3月31日(木)に日本スポーツ少年団から、各単位団登録メールアドレス宛に「【スポーツ少年団登録システム】新規アカウント発行のお知らせ」という表題のメールが送付されます。そのメール内のURLをクリック後の画面で、パスワードを各単位団で設定・保存して、「少年団システム登録マニュアル」に従い、登録作業を行って下さい。

※「新規アカウント発行のお知らせ」送付先メールアドレスを変更する場合

登録システムにログインしていただき、【代表メールアドレスの変更する】をクリックして、変更するアドレスを入力・保存してください。

新しく登録されたメールアドレスに「noreply@japan-sports.or.jp」より【メールアドレス変更手続きのお知らせ】のメールが届きますので、届いたメールに記載されているURLをクリックし、変更作業完了となります。

※変更される場合は、3月30日(水)までにお願いします。

「アカウント情報」でアドレス確認・変更できます

※アドレス変更する場合

- ①「代表者メールアドレスを変更する」をクリックする
- ②変更するアドレスを入力
- ③保存する
- ④新しいメールアドレスに「メールアドレス変更手続きのお知らせ」が届く
- ⑤届いたメールに記載されているURLをクリックし変更作業完了となります。

◆代表者アドレスの作業手順（簡易版）◆

- ① スポーツ少年団登録システムにログインしてください。
ログイン URL : <https://jjsa-entry.japan-sports.or.jp/login>
- ② 左側メニューの最上段「アカウント情報」をクリックしてください。
- ③ 画面右側の「代表メールアドレスを変更する」をクリックしてください。
- ④ 現在ご登録されている代表メールアドレスが表示されますので、一度削除し、新しいメールアドレスを入力してください。
- ⑤ 画面下部の「保存する」をクリックしてください。
- ⑥ 新しく登録された代表メールアドレスに【noreply@sport-it.jp】から「メールアドレス変更手続きのお知らせ」のメールが届きます。
- ⑦ メールに記載の URL をクリックし、変更作業は完了となります。

2. 団登録システムパスワードについて

単位団各自でパスワードを設定してください。

失念された場合は、登録システムのログイン画面内「パスワードを忘れた方はこちら」より、各単位団で再設定作業を行って下さい。

3. 登録期限

令和4年4月1日（金）～8月25日（木）

※上記期限後は、登録システムでの登録はできません。

※上記期限後の登録は、事務局で所定の用紙に記入して登録していただきます。

※上記期限後の団員登録は、滋賀県スポーツ少年団登録・草津市スポーツ少年団登録になります。

※期限後に日本スポーツ少年団登録をしたい場合は、草津市スポーツ少年団事務局までご連絡ください。

4. 登録料（日本スポーツ少年団）

団員 800 円 指導者 1,200 円 役員・スタッフ 1,200 円

※団員・・・滋賀県スポーツ少年団登録料：500 円/1 名

※団員・・・草津市スポーツ少年団登録料：200 円/1 名

5. 登録料支払い方法

○事務局窓口にて現金払い ○金融機関口座振込 ○コンビニ決済

○クレジットカード決済

※登録システムでの作業後、送信されるメールを受信され次第、お支払いください。

※金融機関口座振込、コンビニ決済、クレジットカード決済は手数料がかかります。

6. 登録完了後にお渡しする物品

○団登録認定リボン（1本）

○団員章（ワッペン・人数分）

○指導者章（ワッペン・人数分）

○役員・スタッフ登録証（カード型・人数分）

○日本スポーツ少年団発行小冊子（1冊）

登録における注意点

下記の点にご注意下さい。

1. 指導者登録区分

有資格者（※）は、「指導者」として登録可。無資格者「役員・スタッフ」での登録可

※有資格者とは次のいずれかに該当する指導者です。

①「スポーツ少年団認定員／スポーツリーダー」資格保有者

（令和5年までは、「指導者」として登録可）

②コーチングアシスタント保有者

（①の「スポーツ少年団認定員／スポーツリーダー」資格から移行申請手続きを完了し、コーチングアシスタントの「日本スポーツ協会公認スポーツ指導者証」を保有している指導者）

◆コーチングアシスタント移行申請手続き方法は、日本スポーツ協会→スポーツ少年団→指導者養成→公認コーチングアシスタントへの資格移行（旧認定員向け）参照
<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid1314.html>

③令和3年度スタートコーチ養成講習会修了者

④前述①の「スポーツ少年団認定員／スポーツリーダー」資格に加え、競技別の日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（コーチ1以上）または、サッカー・バスケット公認指導者資格（C級コーチ以上）の指導者資格保有している者

⑤競技別の日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（コーチ1以上）、または、サッカー・バスケットボール公認指導者（C級コーチ以上）のみを保有しているもの

【重要】日本スポーツ少年団及び、登録システム上では前述①・②・③・④の指導者が「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者（理念O）」という名称で呼ばれます

2. 登録更新について

団員数 : 10名以上（3歳から登録可）

指導者、役員、スタッフ数：計2名以上（20歳以上）

（上記要件を満たさない場合は、草津市スポーツ少年団事務局へご連絡下さい）

【単位団構成に必要な最低構成人数】

バ タ ー ン	指導者				役員／スタッフ		団員
	理念○	理念○	理念×	理念×			
	20歳以上	20歳未満	20歳以上	20歳未満	20歳以上	20歳未満	
1	2名						10名
2	1名	1名	1名				10名
3	1名	1名			1名		10名
4		2名	2名				10名
5		2名	1名		1名		10名
6		2名			2名		10名

※令和4年度緩和措置

令和3年度に引き続き、全ての更新登録単位団スポーツ少年団を対象に「スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者」が1名以下でも更新登録可能とします。

ただし、次の①または②を満たす必要があります。

①スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合

この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和4年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること

②スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名）場合

指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、令和4年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること

3. 生年月日の入力

団員、指導者、役員、スタッフの西暦での生年月日の入力が必須です。

（令和3年度登録システムで登録された団員、指導者、役員・スタッフの氏名・性別・生年月日は登録システムに引き継ぎされています）

4. 公認スポーツ認定者資格登録番号について

上記「1※」の有資格者②・④・⑤の方は、付与されている公認スポーツ指導者資格登録番号の入力が必須です。

（スポーツ少年団認定員/スポーツリーダーの認定番号は、既に登録システム内に入力されていますので、入力は不要です）

5. 登録システムに関する問い合わせ先

日本スポーツ少年団にて登録システムに関するコールセンターが設置されています。

登録システムで不明な点等があれば下記連絡先へお問い合わせ下さい。

【日本スポーツ少年団 登録担当（コールセンター）問い合わせ先】

TEL：03-6434-1385 平日9：30～17：30 ※土・日・祝日、12：00～13：00 除く

メール：jjisa.entry@japan-sports.or.jp

事務局からの連絡（研修・大会等の案内申込等）

スポーツ少年団登録システムの登録メールアドレス及び草津市スポーツ協会HPでご案内します。（連絡内容によって郵送でご案内することがあります。）

大会・研修等の申込等につきましても、できる限りメールでお願いします。

※スポーツ少年団登録システムの登録メールアドレス以外にも案内等のメール送付を希望される場合は

「tai1@taikyo.net」に「単位団名」・「お名前」を記入したメールを送付してください。

その他

草津市スポーツ少年団各種大会に参加される方は、大会日までに必ず団員登録とスポーツ安全保険加入をすませてください。

よくあるご質問

Q1. 「【スポーツ少年団登録システム】新規アカウント発行のお知らせ」のメールが届きません。

A1. 草津市スポーツ少年団事務局までご連絡下さい。「再招待メール」をご指定のメールアドレスにお送り致します。

Q2. 「ログインID」や「パスワード」を数回間違え、ロックされてしまった場合はどうすればいいですか？

A2. 登録システムへのログインできなくなった場合は、日本スポーツ少年団登録担当か草津市スポーツ少年団事務局までご連絡ください。

Q3. 日本スポーツ少年団のいう有資格者のうち「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が2名以上いないと登録できないのですか？

A3. 原則登録はできませんが、令和3年度に引き続き、緩和措置にて更新登録することが可能です。（詳しくは、P4. ※令和4年度緩和措置をご覧ください）
草津市スポーツ少年団事務局までご連絡ください。

Q4. 団員10名未満の場合登録できないのですか？

A4. 原則登録はできません。
草津市スポーツ少年団事務局までご連絡ください。

Q5. 今年度団登録の更新を見送りたいと考えているが、どうすればよいのか。

A5. 草津市スポーツ少年団事務局までご連絡ください。

Q6. 単位団の番号を知りたいときはどうすればいいですか？

A6. 「スポーツ少年団登録システム」のこの箇所に記載されています。
「25206000※※」

アカウント情報

スポーツ少年団登録システム

2520600002

別のユーザに成り代わりました

代表メールアドレスを変更する パスワードを変更する

ログインID	2520600002
代表メールアドレス	
団体区分	単位スポーツ少年団
所属	

公益財団法人日本スポーツ協会 個人情報保護方針 特定取引法に基づく表記 お問い合わせ

copyright ©公益財団法人日本スポーツ協会

Q7. 団員は、2つ以上の単位団に登録することができますか？

A7. 2つ以上の単位団に登録することができます。
2つ以上登録する場合は、それぞれの単位団の登録料が必要となります。

Q8. 10月以降に、日本スポーツ少年団登録はできますか？

A8. 10月以降は、日本スポーツ少年団登録はできません。

Q9. スポーツ少年団登録システムでの登録確定後、氏名等に間違いがあった場合はどうすればいいですか？

A9. 再度、登録システムで編集できます。
※カナの編集がある場合は、草津市スポーツ少年団事務局までご連絡ください。

Q10. 団員章等を紛失したらどうすればいいですか？

A10. 再度、お渡しいたしますので、草津市スポーツ少年団事務局までお越しください。

その他、ご不明な点があれば下記の事務局までご連絡ください。

草津市スポーツ少年団事務局（公益社団法人 草津市スポーツ協会内）

住 所：草津市下笠町 161 草津市総合体育館内

電 話：077-568-5300 ・ F A X：077-568-5301 ・ E-mail: tai1@taikyo.net

月・水・木・金 9：00～18：00

火・土（午後）・日祝日は休み